

平成 29 年度小学校使用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

1 使用教科用図書の採択について

- (1) 教科書の採択とは、学校において使用されるべき教科書を具体的に決定することをいう。
- (2) 教科書採択の権限は、公立学校についてはその学校を設置する市町村の教育委員会にある。

【「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 21 条第 6 号】

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(3) 教科書の採択手順

- ① 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国・私立義務教育諸学校の校長の行う採択について、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞き、適切な指導、助言または援助を行わなければならない。

【「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 10 条、第 11 条】

- ② 教科書の採択は、種目ごとに 1 種の教科用図書について行う。採択地区が 2 以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、その採択地区内の市町村立の小・中学校で使用する教科用図書については、採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

【「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条】

- ③ 教科書の採択は、その教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までにおこなわなければならない。それ以後に新たに教科書を採択する必要があるときは速やかに採択を行う。

【「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第 14 条】

(4) 教科書の採択地区

- ① 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域またはこれらの区域をあわせた地域に教科用図書採択地区を設定する。

【「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 12 条】

- ② 神奈川県内の採択地区は、28 地区ある。(平成 26 年度までは 27 採択地区)
- ③ 足柄上地区は、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の 1 市 5 町で教科用図書採択地区が設定されている。
- (5) 平成 29 年度は小学校使用「特別の教科 道徳」を採択
- ① 使用年度：平成 30・31 年度

2 採択年度

○が採択年度

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小学校	○			○				○		○	
中学校	○				○				○		○



※ 今後の採択年度予定

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
小学校			○			▲	○	○			
中学校				○			▲	○	○		

※ 同一教科書の採択期間は、原則として 4 年。

※ ▲：「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

※ ○：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

※ 小学校における平成 30 年度,中学校における平成 31 年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 小学校における平成 31 年度,中学校における平成 32 年度においては、学習指導要領改定後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

3 構成

項 目		
採択地区協議会委員	各市町教育委員会が指名する教育委員＋教育長	12人
検討会委員	各市町教育委員(各市町5名)	30人
	校長(校長会長2名)その他の教員の代表(3名)	5人
	教育研究会の代表	2人
	各市町保護者代表	6人
	計	43人
調査員	教員(南足柄市1名・足柄上郡3名)	4人
事務局	大井町教育委員会	